

補聴器等の聴覚を補助する機器の積極的な活用に関する意見書

超高齢社会を迎えた我が国において、音が聞こえにくくなる難聴の方の増加が危惧されている。難聴は認知機能の低下と関連性が指摘されているほか、人や社会とのコミュニケーションの減少により社会的に孤立する可能性も懸念されており、難聴の高齢者に対する医療的、社会的介入が重要な課題となっている。

一般に、聞こえを補う医療機器として補聴器が知られている。近年、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いた補聴器が開発され、従来の補聴器では装用が難しい方等に対して新たな選択肢が提供されるようになった。しかしながら、補聴器の装用について消極的な高齢者もあり、補聴器の普及を促進し、効果を上げるためには、適切な診察を受け、専門的な指導の下に補聴器の装用を促していくことが必要不可欠である。

また、誰もが安心して自由に生活できるバリアフリーのまちづくりを進めていくに当たっては、公的窓口において、難聴の方に対しても、円滑にコミュニケーションを取ることのできる体制を整備することが喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、認知症の予防とともに高齢者の積極的な社会参画の実現に資するため、補聴器等の聴覚を補助する機器の積極的な活用に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚を補助する機器等を必要とする人々への情報提供の機会を創設し、補聴器を普及させる社会環境を整えること。
- 3 耳が聞こえにくい高齢者や難聴の方と円滑にコミュニケーションを取ることのできる社会の構築を目指し、聴覚を補助する機器等について、合理的配慮の一環として行政等の公的窓口等への配備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月4日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
共生社会担当大臣		